2026 年 10 月 18 日

山形県卓球協会加盟登録者　各位

山形県卓球協会
会長　奥山淳一

日本卓球協会「登録規定」の遵守について

部活動の地域移行等に関わって、登録規定についての問い合わせが大変多くなっております。質問の多い事項について、日本卓球協会の登録規定を以下に掲載しますので、遵守をお願いします。

登録地について

【第 41 条（登録地）】

1. 本協会に登録する者は、各都道府県加盟団体の地域内に居住地、勤務先、学籍地のいずれかがある都道府県を登録地とする。
2. 海外に居住または勤務を有する者で、前項に該当しない者は、原則として本籍地より登録することができる。
3. 居住地と勤務先が 2 つの地域にまたがるときは、自己の意思によってそのいずれかの都道府県加盟団体に所属しなければならない。
4. 居住地とは住民登録がなされている所を指し、勤務先とは雇用者と雇用契約を締結した上で、週 7 日のうち 4 日以上勤務する所を指す。学籍地とは、在学している学校の所在地を指す。

二重登録について

【第 43 条（複数の登録）】

1. 勤務先においてチーム編成ができない場合に限り、勤務先名で登録をし、チーム戦出場のため勤務先以外の一つのチームに二重に登録することができる。ただし、同一都道府県内に限る。
2. 中学生（第 4 種）及び小学生（第 5 種）は、所属学校以外に同一都道府県内の一つのチームに二重に登録することができる。

> **【補足】中学生及び小学生が二重登録をする場合の「地区」の考え方**
> 二重登録は同一地区内に限ります。つまり、中学受験を経て居住地と異なる地区の中学校に通っている選手が二重登録をする場合、在籍している学校の所属地区からしか登録できません。

登録変更について

【第 47 条（登録変更）】

1. 登録者は、転居、転勤、転校、結婚および離婚、その他特別な事由で登録チームを変更することができる。

> **【補足】「その他特別な事由」の考え方**
> 転居、転勤、転校、結婚および離婚と同等の、生活基盤の変更を伴うような事由を指します。「練習環境の変更」や「団体戦出場のため」のような理由は「特別な事由」には該当しません。

2. 登録の変更は、申請人が現在の都道府県加盟団体に加盟登録変更に必要な手続きを行う。手続きを受けた現在の都道府県加盟団体は、新たに登録する都道府県加盟団と本協会に連絡する。この場合、本協会に対する登録料は不要とし新たに登録する都道府県加盟団体への所属会費はその都道府県加盟団体で定めるところによる。

以　上